

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00005137

2022年11月21日

発信課	観光スポーツ交流部スポーツ課
担当者	西田卓史
連絡先	電 話 内線6331
	F A X
	E-mail sport@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和4年11月21日（月）～令和4年12月23日（金）
発表項目 （行事名）	「旭川市スポーツ推進計画（案）」についての意見等の募集について
概 要 （趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。）	本市は、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境づくりを目指すとともに、スポーツ活動を通じた交流を促進し、まちを活性化させることを目的に、「旭川市スポーツ推進計画」の策定を予定しており、旭川市スポーツ推進審議会や関係団体からの意見聴取を経て、この度、計画案を策定しました。 つきましては、「旭川市スポーツ推進計画（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、報道方よりよろしくお願い申し上げます。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

意見提出手続

令和4年11月21日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介

「旭川市スポーツ推進計画（案）」についての意見等の募集について

本市は、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境づくりを目指すとともに、スポーツ活動を通じた交流を促進し、まちを活性化させることを目的に、「旭川市スポーツ推進計画」の策定を予定しており、旭川市スポーツ推進審議会や関係団体からの意見聴取を経て、この度、計画案を策定しました。

つきましては、「旭川市スポーツ推進計画（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和4年11月21日（月）～令和4年12月23日（金）

2 意見募集のテーマ

「旭川市スポーツ推進計画（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎1階

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

電話：（0166）23-1944 FAX：（0166）25-2680

電子メール：sport@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - ＊ 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - ＊ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - ＊ 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「旭川市スポーツ推進計画（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、スポーツ課（第三庁舎1階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館、リアルター夢りんご体育館（総合体育館）、忠和公園体育館、道北アークス大雪アリーナ、大成市民センター、東光スポーツ公園施設武道館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

＜様式第1号＞

意見提出手続「意見書」

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

氏 名

電話番号 () —

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所
・事業所の所在地と代表者の氏名

施策の案の名称

旭川市スポーツ推進計画（案）

(意見記入欄)

[illegible]

[illegible]

【意見提出者の区分】

1 から 5 までのうち、該当するものの一つを丸で囲み、（ ）内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体
 - 〔 事務所・事業所の名称
 - 所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方
 - 〔 勤務先の名称
 - 所在地
- 4 市内にある学校に在学している方
 - 〔 学校の名称
 - 所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方
(利害関係の内容)

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難い場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

旭川市スポーツ推進計画（案） 概要版

旭川市スポーツ推進計画（案）の概要

第1章 計画の策定に当たって（P1～8）

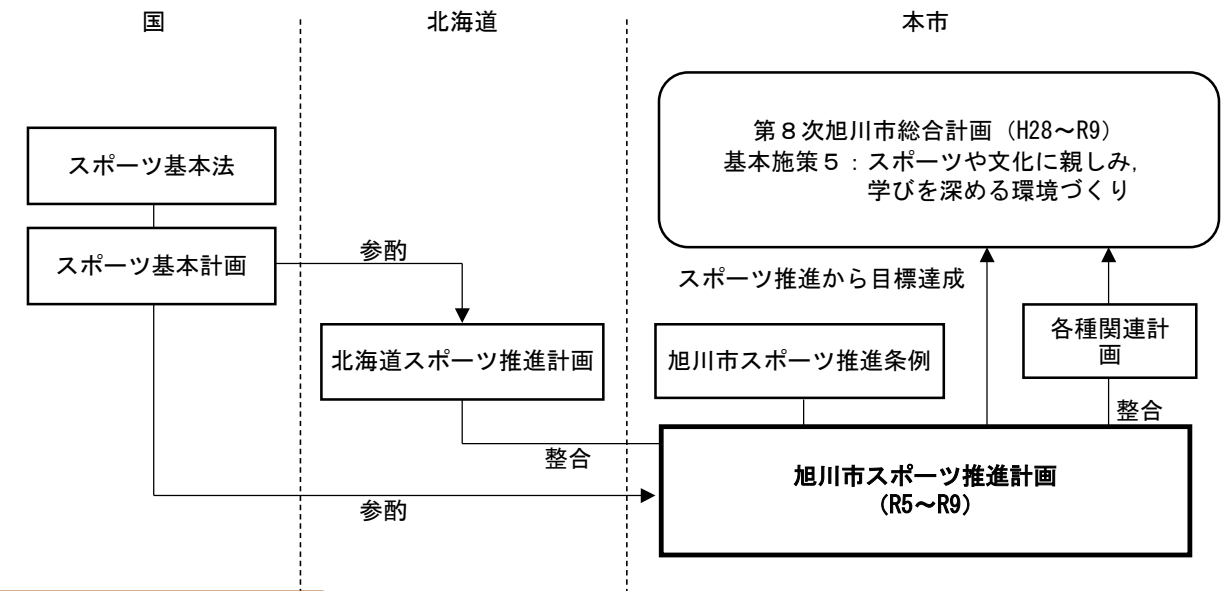
平成23年度の「第2次旭川市スポーツ振興計画」策定以後、新型コロナウイルス感染症の急拡大や、東京オリンピック・パラリンピックの開催を経て、新しい形でのスポーツの在り方が模索されるようになり、また、社会環境も大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、本市が目指すスポーツ施策の方向性を示す「旭川市スポーツ推進計画」を策定します。

第2章 計画の概要（P9～12）

1 計画の目的

全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境づくりを目指すとともに、スポーツ活動を通じた交流を促進し、まちを活性化させることを目的とします。

2 計画の位置づけ



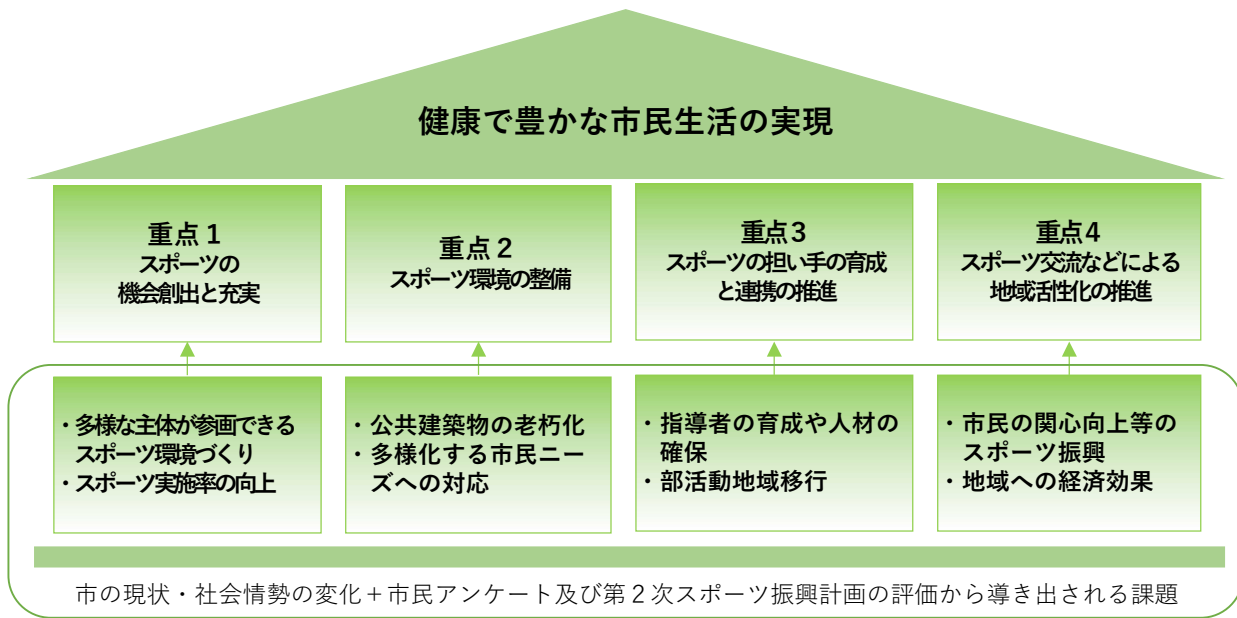
3 計画期間

令和5年度から令和9年度（5年間）

4 推進体制

本市の附属機関である旭川市スポーツ推進審議会において進捗状況等の管理や評価を行うほか、旭川市スポーツ推進庁内検討会議において政策形成に向けた協議を行います。

5 計画の構成



第3章 施策と主な事業展開（P13～29）

重点1 スポーツの機会創出と充実

重点2 スポーツ環境の整備

重点3 スポーツの担い手の育成と連携の推進

重点4 スポーツ交流などによる地域活性化の推進

数値目標

項目		現状	目標(案)
スポーツ実施率(通年)		49.3%	60%
スポーツ実施率(冬期)		38.8%	50%
スポーツ実施率(子ども) ¹	小学生	12.1%	6%
	中学生	17.8%	9%
スポーツ実施率(障がい者)		36.5%	50%
スポーツ実施率(女性)		47.0%	60%
スポーツ実施率(高齢者)		58.2%	60%

¹1週間の総運動時間（学校の授業を除く。）が60分未満の割合

旭川市スポーツ推進計画（案）の構成について

本計画では、４つの重点目標を掲げ、それぞれに応じた施策の展開を進めます。

重点１ スポーツの機会創出と充実

市民が日常的かつ気軽にスポーツに取り組む環境づくりを支援するなど、スポーツの機会創出と充実を図ります。

また、パラスポーツの推進をはじめとして、多様な主体が参画できるスポーツ環境づくりへの施策を展開します。

１ 全ての市民がスポーツに触れることのできる環境づくり

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 子どものスポーツ推進 | (4) パラスポーツの推進 |
| (2) 子育て世代・働く世代のスポーツ推進 | (5) 女性のスポーツ推進 |
| (3) 高齢者のスポーツ推進 | (6) スポーツをしにくい要因の調査・検討 |

２ スポーツを通じた健康づくり

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 気軽にスポーツに取り組める環境づくり | (2) 健康づくりに向けた関係者との連携推進 |
|------------------------|------------------------|

３ ウィンタースポーツの推進

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) ウィンタースポーツに取り組む環境の充実 | (2) ウィンタースポーツ施設の整備 |
|-------------------------|--------------------|

４ 新たなニーズに対応したスポーツ活動の推進

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 新たなスポーツへの関わりの拡充 | (2) デジタル技術を活用したスポーツの推進 |
|---------------------|------------------------|

重点２ スポーツ環境の整備

施設の整備・改修を進めるほか、情報発信や利便性の向上を図ります。

１ スポーツ施設の整備

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) スポーツ施設の老朽化対策 | (2) スポーツ施設の整備推進 |
|------------------|-----------------|

２ スポーツ施設の利用促進

- | |
|------------------|
| (1) スポーツ施設の利便性向上 |
|------------------|

３ スポーツに関する情報発信や相談機能の充実

- | |
|--------------------------|
| (1) スポーツに関する情報発信や相談機能の充実 |
|--------------------------|

重点３ スポーツの担い手の育成と連携の推進

指導者等の育成や人材の確保、スポーツ団体等の活動促進、運動部活動の地域移行、競技力向上に係る取組を推進します。

１ スポーツの担い手による活動の推進

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 旭川市スポーツ協会の活動充実 | (5) 障がい者スポーツ指導員の活動促進 |
| (2) スポーツ推進委員の活動促進 | (6) ボランティア活動の促進 |
| (3) スポーツ少年団の活動促進 | (7) スポーツ団体等の連携強化 |
| (4) 総合型地域スポーツクラブの活動促進 | |

２ 学校や地域におけるスポーツ活動の推進

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 地域で支える運動部活動の推進 | (2) 地域における子どものスポーツ活動の推進 |
|--------------------|-------------------------|

３ 競技力の向上

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 競技力向上の支援 | (2) 国や道等との連携推進 |
|--------------|----------------|

重点４ スポーツ交流などによる地域活性化の推進

スポーツ大会や合宿の誘致、イベントの開催、プロスポーツとの連携などにより、地域活性化を推進します。

１ スポーツ大会・合宿等の誘致推進

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 合宿誘致の推進 | (3) ナショナルトレーニングセンターの誘致検討 |
| (2) 大会誘致の推進 | |

２ 大規模スポーツイベントの魅力向上

- | |
|---------------------|
| (1) 大規模スポーツイベントの見直し |
|---------------------|

３ スポーツツーリズムの推進

- | |
|------------------|
| (1) スポーツツーリズムの推進 |
|------------------|

４ プロスポーツとの連携

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| (1) ヴォレアス北海道との連携推進 | (4) プロスポーツチームやオリンピック・パラリンピアンとの連携推進 |
| (2) 北海道コンサドーレ札幌との連携推進 | |
| (3) 北海道日本ハムファイターズとの連携推進 | |

旭川市スポーツ推進計画（案）

令和 5 年度(2023 年度)～令和 9 年度(2027 年度)

令和 5 年(2023 年) 月

旭川市

目次

第1章 計画の策定に当たって

1	策定の背景	1
2	旭川市の現状と課題	
(1)	少子高齢化の進行	1
(2)	施設の老朽化	2
(3)	運動・スポーツに関する意識調査結果	2
(4)	子どものスポーツ	6
(5)	第2次旭川市スポーツ振興計画の評価	7

第2章 計画の概要

1	計画の目的	9
2	計画の位置付け	9
3	計画期間	10
4	推進体制	10
5	計画の構成	10

第3章 施策と主な事業展開

重点1 スポーツの機会創出と充実

1	全ての市民がスポーツに触れることのできる環境づくり	12
2	スポーツを通じた健康づくり	15
3	ウィンタースポーツの推進	16
4	新たなニーズに対応したスポーツ活動の推進	17

重点2 スポーツ環境の整備

1	スポーツ施設の整備	19
2	スポーツ施設の利用促進	19
3	スポーツに関する情報発信や相談機能の充実	20

重点3 スポーツの担い手の育成と連携の推進

1	スポーツの担い手による活動の推進	21
2	学校や地域におけるスポーツ活動の推進	23
3	競技力の向上	24

重点4 スポーツ交流などによる地域活性化の推進

1	スポーツ大会・合宿等の誘致推進	25
2	大規模スポーツイベントの魅力向上	26
3	スポーツツーリズムの推進	27
4	プロスポーツとの連携	27

数値目標	29
------	----

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景

本市は、平成23年度に「第2次旭川市スポーツ振興計画」を策定し、延長期間を含む12年間で、健康で心豊かな市民生活を実現させるための様々なスポーツ振興施策を進めてきました。

しかしながら、令和2年に新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の拡大が急速に進み、多くのスポーツ活動の中止や自粛、施設の利用制限等により、市民のスポーツ環境は著しく厳しいものとなりました。このような中で、運動頻度の低下など、生活や心身への様々な影響が顕在化したことや、令和3年度の東京オリンピック・パラリンピックや北京冬季オリンピック・パラリンピックの開催を経て、スポーツの価値が再認識されたことなどにより、新しい形でスポーツの在り方が模索されるようになりました。

また、少子高齢化や人口減少の進行、公共施設の老朽化、技術革新によるライフスタイルの変化、SDGsの推進など、社会環境も大きく変化しており、指導者等の確保や環境の整備、スポーツによる地域活性化や共生社会の実現など、様々な取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をつくるため、本市が目指すスポーツ施策の方向性を示す「旭川市スポーツ推進計画」を策定します。

2 旭川市の現状と課題

(1) 少子高齢化の進行

第2次旭川市スポーツ振興計画(改訂版)の始期である平成29年度と令和4年度の本市の人口を比較すると、5年間で約1万5千人減少しており、14歳以下は4千3百人の減、15歳から64歳までが1万5千人の減、65歳以上が4千6百人の増となっており、64歳までの人口が減少し、65歳以上の人口が増加しています(別表)。

令和2年度に策定した本市の人口ビジョンにおいては、令和12年頃には30万人を割り込むなど、今後もこの傾向が継続することが想定されていることから、今後の少子高齢化の進行に対応できるスポーツ環境を整備します。

別表 平成29年度及び令和4年度の本市の人口比較

	H29.4.1(人)	R4.4.1(人)	増減(人)	割合(%)
総人口	341,335	326,057	▲15,278	▲4.5
14 歳以下	38,178	33,853	▲4,325	▲11.3
15～64 歳	194,649	179,093	▲15,556	▲8.0
65 歳以上	108,507	113,111	4,604	4.2

(2) 施設の老朽化

本市が保有する公共建築物の総床面積の64％は、令和3年4月1日時点で建築後30年以上経過しており、今後、施設改修や設備機器の更新時期を迎える施設の増加により費用負担が大きな課題となっていることから、令和4年3月に公共施設等総合管理計画を改訂し、総量の削減やコストの抑制と財源確保などに関する取組を進めています。

スポーツ施設についても同様に老朽化が進んでいますが、市民が安心・安全に利用することができるよう、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、施設の在り方を検討します。

(3) 運動・スポーツに関する意識調査結果¹

本計画の策定に当たり、市民の運動・スポーツに対する意見やニーズ、活動実態などを把握するため、令和4年度に「運動・スポーツに関する意識調査」(以下「市民アンケート」という。)を実施しました。市民アンケート結果の概要は次のとおりです。

¹運動・スポーツに関する意識調査結果

調査対象地域:旭川市全域 調査対象者:令和4年4月1日時点で満18歳以上の市民1,500人(無作為抽出)

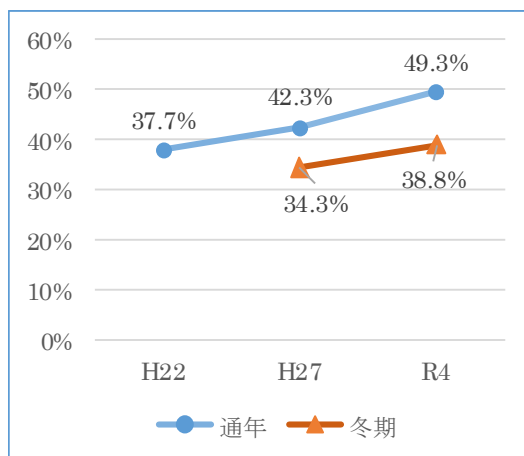
調査期間:令和4年4月14日～5月6日 調査方法:郵送又はロゴフォームでの回答

調査内容:計29項目をアンケート方式で調査 回答件数:598件 回答率:39.8%

スポーツへの取組状況

スポーツ推進の代表的な指標でもある「スポーツ実施率²」については、平成27年度の42.3%から49.3%と上昇しています。しかし、冬期の実施率が38.8%にとどまっていること、国が令和4年3月に策定した第3期スポーツ基本計画（以下「国のスポーツ基本計画」という。）では70%を目標としていることなどからも、更なる上昇を図る必要があります。

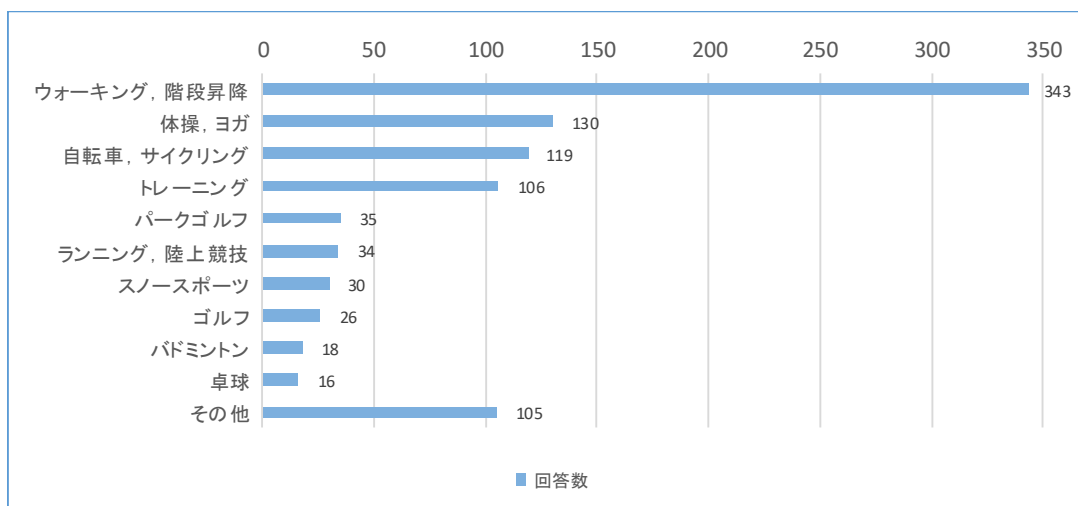
図1 スポーツ実施率



取り組むスポーツの傾向

運動・スポーツの種類では、ウォーキングや体操、自転車、トレーニングなど、気軽に取り組めるスポーツが上位を占めています。

図2 1年間に行ったスポーツ



²スポーツ実施率
週1回以上スポーツを行っている成人の割合

スポーツへの意識や頻度の変化

「運動・スポーツを行う理由」では、平成27年度と比べ「健康・体力」に関するものが増加しているのに対し、「楽しみ・気晴らし」や「ふれあい・交流」に関するものは減少しています(図3)。

また、「コロナ前との運動・スポーツ頻度」では、「以前と変わらない」、「以前より少なくなった・ほとんどしなくなった」がそれぞれ47.8%となっています(図4)。

図3 運動・スポーツを行う理由

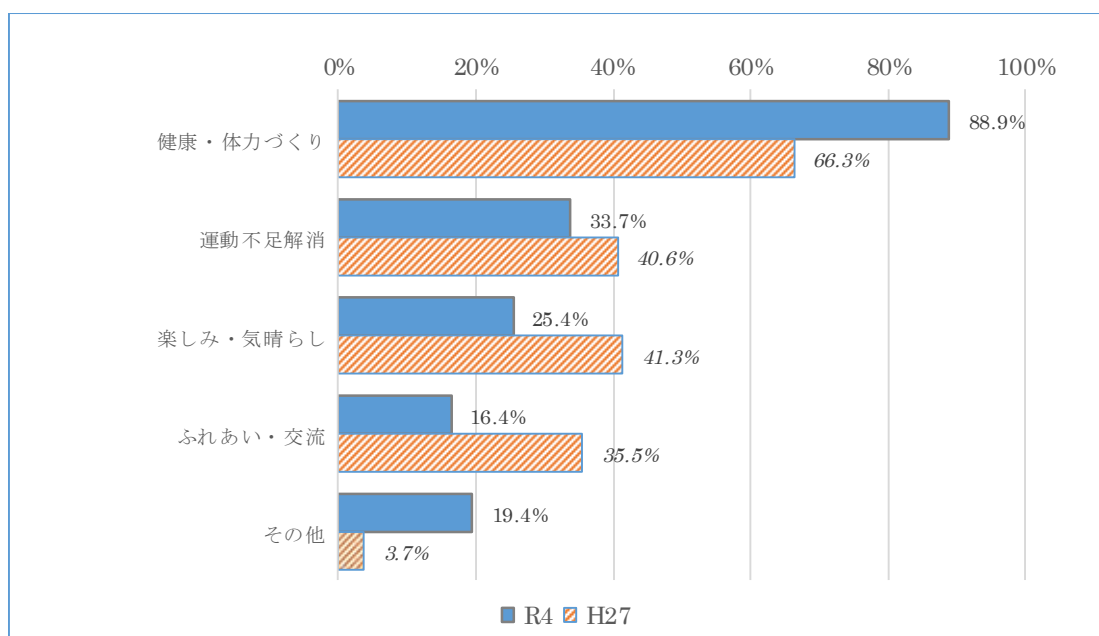
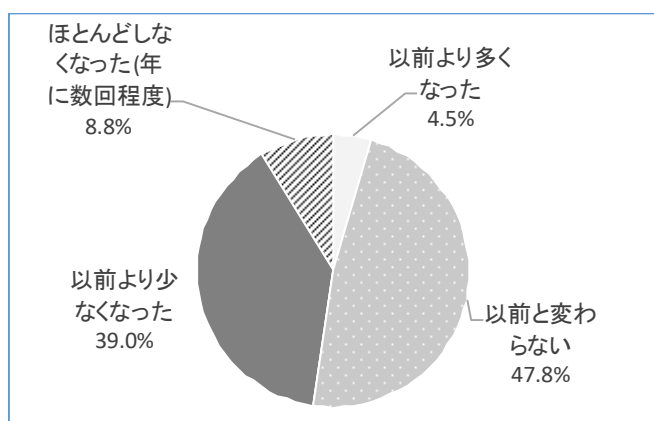


図4 コロナ前とスポーツ実施頻度の比較



行政への期待

「運動・スポーツに関する知りたい情報」では、健康や体力づくりに関する情報や、施設に関する情報が上位を占めています(図5)。また、「運動・スポーツ施設に求める機能」や、「本市が優先すべき取組」では、「気軽に」スポーツに取り組める施設や機会の充実が求められています(図6, 図7)。

図5 運動・スポーツに関する知りたい情報

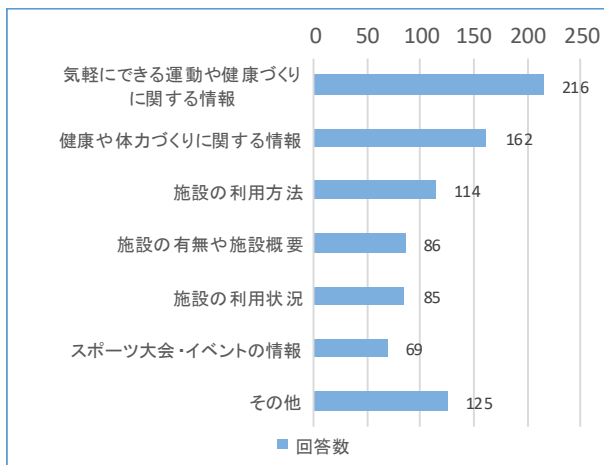


図6 運動・スポーツ施設に求める機能

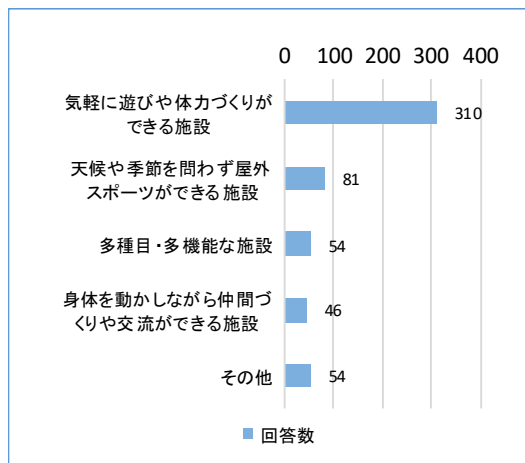
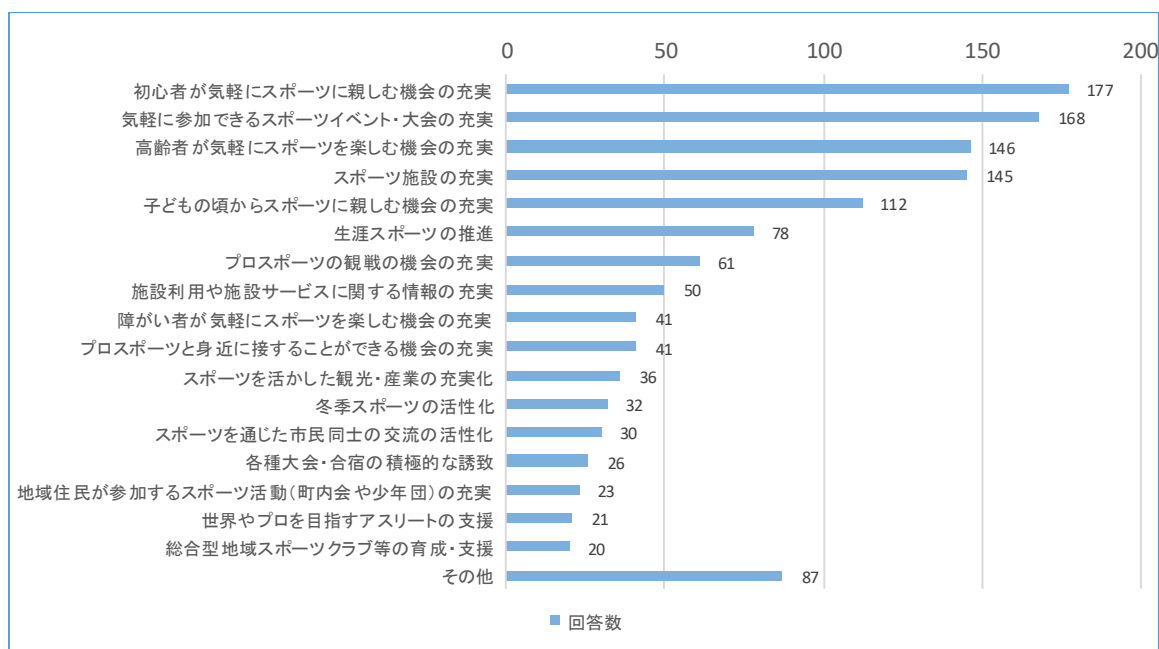


図7

本市が優先すべき取組



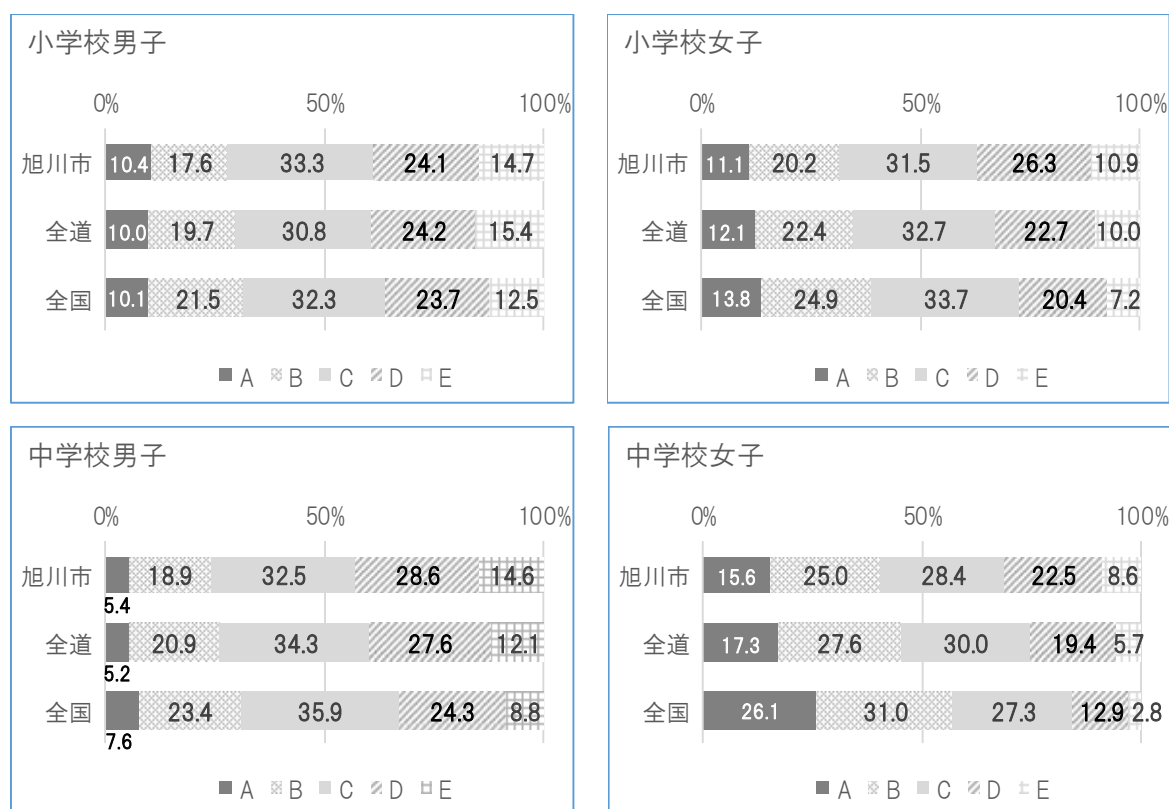
(4) 子どものスポーツ

スポーツ庁が令和3年度に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査³」の結果からは、コロナの影響により、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に子どもの体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなりました。

本市においては、体育の授業が「楽しい」と回答した児童・生徒が多い一方で、体力合計点では全国と比べて総合評価 C 以上の割合が軒並み低い数値となっています。

この状況を踏まえると、子どもたちが意欲的にスポーツに取り組み、幼少期から運動習慣を身につけることができるような環境づくりが求められています。

図8 体力合計点総合評価の児童生徒の割合



<体力合計点の総合評価について>

握力、上体起こしなど計8種目の実技テストの結果を合計80点満点とし、次の基準に基づき、A～Eで評価をするもの

小学生	A:65以上	B:58～64	C:50～57	D:42～49	E:41以下
中学生	A:57以上	B:47～56	C:37～46	E:27～36	E:26以下

³全国体力・運動能力、運動習慣等調査

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、小学5年生及び中学2年生全員等を対象に実施する実技及び筆記調査。

(5) 第2次旭川市スポーツ振興計画の評価

第2次旭川市スポーツ振興計画の評価に当たり、市民アンケートの結果や、スポーツ団体等からの推薦者や学識経験者などからなる「旭川市スポーツ推進審議会⁴」での審議等を基に、施策の成果や課題を整理しました。各主要課題の評価の概要は次のとおりです。

主要課題1 生涯スポーツの振興

評価 B

【主な実績】

- 障がい者スポーツの振興
 - ・車いすラグビーやパラノルディックスキー日本代表などの合宿誘致
 - ・バيسスキー、シットスキーの購入や体験会の開催
- ニュースポーツの普及
 - ・町内会、老人クラブ等へのスポーツ推進委員出前講座講師派遣
 - ・レク・ボッチャ選手権、スケートボード等の体験会の開催
- トップレベルの大会誘致
 - ・スノーボード、クロスカントリースキーのワールドカップ開催
 - ・ヴォレアス北海道との連携
- スポーツ合宿誘致の推進
 - ・レスリング女子日本代表などの合宿誘致

課題

- SNS 等を活用した更なる情報発信
- 多様な市民ニーズに対応するための官民連携による新たな事業構築と効果的な周知
- 庁内関係部局や関係団体との横断的なネットワーク構築

主要課題2 地域のスポーツ活動の拠点整備

評価 B

【主な実績】

- 施設活用の推進
 - ・施設間の共通利用券の発行
 - ・HARP(予約システム)の導入
- 施設の整備
 - ・カムイスキーリンクス、大雪アリーナ等の改修
 - ・末広地域活動センター「あつま〜る」、緑が丘地域活動センター「グリーンパル」の開設
 - ・東光スポーツ公園の整備
- 総合型地域スポーツクラブの支援

課題

- 効果的な施設の整備・改修
- コロナ禍に対応した感染症対策
- 効果的な情報発信や利用調整の拡大等による施設の利用促進

⁴旭川市スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項について調査審議を行う機関。スポーツ団体の代表者や学識経験者など、市長が委嘱する委員10人以内で組織される。

主要課題3 子どものスポーツ振興

評価 C

【主な実績】

- 地域におけるスポーツ活動の推進
 - ・スポーツ施設及び小中学校体育館の無料開放(市民スポーツの日)
 - ・スポーツ推進委員による「ちびっこ Zoo 体操」制作
 - ・「ヤマザキ・旭川ガス杯道北地域少年サッカー大会」の開催
 - ・慶應義塾体育会野球部合宿時の野球教室の実施
 - ・全日本女子柔道合宿時の柔道教室の実施
 - ・レスリング女子日本チーム合宿時のレスリング教室の実施
- 地域資源の紹介と活用促進
 - ・伊ノ沢市民スキー場で野外活動の体験会等を実施
- スポーツ少年団活動の促進
 - ・スポーツ大会選手派遣費補助金の拡充

課題

- 指導者の確保
- 多様なニーズに対応した環境の整備
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」の体力テスト総合評価において、C 評価以上の割合が全国よりも下回っている

主要課題4 冬季スポーツの振興

評価 B

【主な実績】

- 冬季スポーツに取り組むの機会の提供
 - ・歩くスキーリユース事業の実施
 - ・バーサーロペット・ジャパンのコース一元化や参加料の見直し
 - ・スノーシュー、スノーボード等の体験会の実施
- 子どもが冬季スポーツに取り組むの機会の提供
 - ・スポーツ推進委員会による「雪あそび・スケートまつり」の開催
 - ・伊ノ沢市民スキー場で野外活動の体験会等を実施
- 冬季スポーツ施設の整備
 - ・北彩都歩くスキーコースの整備
 - ・富沢クロスカントリーコースのトイレ整備、圧雪車購入

課題

- 効果的な情報発信、参加促進
- 計画的な施設整備
- 冬季スポーツ大会の誘致

<評価について>

- A: 課題が解決されている B: 施策の展開が課題解決に向け効果を発揮している
C: 課題解決に向け施策の展開を継続する D: 展開施策の見直しが必要である

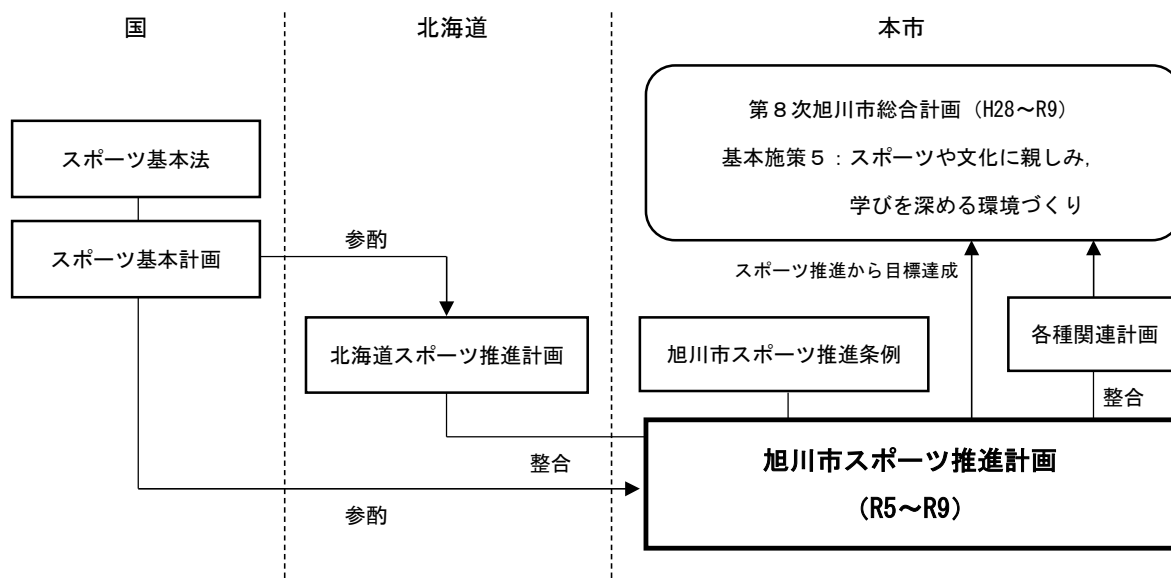
第2章 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境づくりを目指すとともに、スポーツ活動を通じた交流を促進し、まちを活性化させることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条⁵に基づく地方スポーツ推進計画として策定するものです。国のスポーツ基本計画を参酌し、北海道スポーツ推進計画をはじめ、本市の各種関連計画等との整合を図りながら、旭川市第8次総合計画に掲げる基本政策である「スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり」を目指し、本市のスポーツ施策の方向性を定める計画として位置付けられます。



⁵スポーツ基本法第10条

「都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。」

3 計画期間

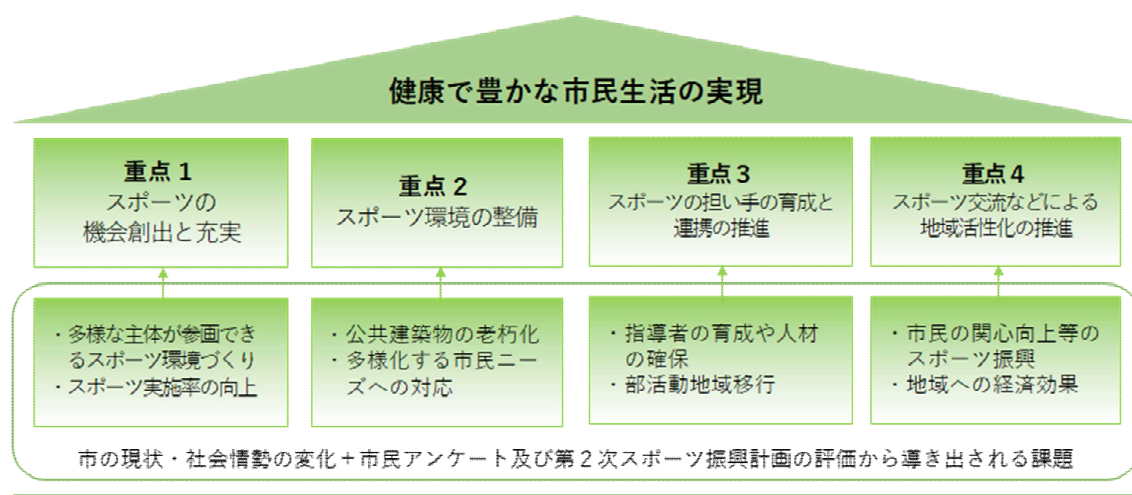
本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 推進体制

本市の附属機関である旭川市スポーツ推進審議会において進捗状況等の管理や評価を行うほか、旭川市スポーツ推進庁内検討会議において政策形成に向けた協議を行います。

5 計画の構成

本計画では、4つの重点目標を掲げ、それぞれに応じた施策の展開を進めます。



重点1 スポーツの機会創出と充実

施策	主な事業展開
1 全ての市民がスポーツに触れることのできる環境づくり	・子どものスポーツ推進
	・子育て世代・働く世代のスポーツ推進
	・高齢者のスポーツ推進
	・パラスポーツの推進
	・女性のスポーツ推進
	・スポーツをしにくい要因の調査・検討
2 スポーツを通じた健康づくり	・気軽にスポーツに取り組める環境づくり
	・健康づくりに向けた関係者との連携推進

3 ウィンタースポーツの推進	・ウィンタースポーツに取り組む環境の充実
	・ウィンタースポーツ施設の整備
4 新たなニーズに対応したスポーツ活動の推進	・新たなスポーツへの関わりの拡充
	・デジタル技術を活用したスポーツの推進

重点2 スポーツ環境の整備

施策	主な事業展開
1 スポーツ施設の整備	・スポーツ施設の老朽化対策
	・スポーツ施設の整備推進
2 スポーツ施設の利用促進	・スポーツ施設の利便性向上
3 スポーツに関する情報発信や相談機能の充実	・スポーツに関する情報発信や相談機能の充実

重点3 スポーツの担い手の育成と連携の推進

施策	主な事業展開
1 スポーツの担い手による活動の推進	・旭川市スポーツ協会の活動充実
	・スポーツ推進委員の活動促進
	・スポーツ少年団の活動促進
	・総合型地域スポーツクラブの活動促進
	・ボランティア活動の促進
	・スポーツ団体等の連携強化
2 学校や地域におけるスポーツ活動の推進	・地域で支える運動部活動の推進
	・地域における子どものスポーツ活動の推進
3 競技力の向上	・競技力向上の支援
	・国や北海道等との連携推進

重点4 スポーツ交流などによる地域活性化の推進

施策	主な事業展開
1 スポーツ大会・合宿等の誘致推進	・合宿誘致の推進
	・大会誘致の推進
	・ナショナルトレーニングセンターの誘致検討
2 大規模スポーツイベントの魅力向上	・大規模スポーツイベントの見直し
3 スポーツツーリズムの推進	・スポーツツーリズムの推進
4 プロスポーツとの連携	・ヴォレアス北海道との連携推進
	・北海道コンサドーレ札幌との連携推進
	・プロ野球公式戦の旭川開催の誘致、連携強化
	・プロスポーツチームやオリンピック・パラリンピアンとの連携推進

第3章 施策と主な事業展開

重点1 スポーツの機会創出と充実

スポーツは、日常生活を充実させるとともに、地域に活力をもたらすものであり、私たちの生活にとって重要な存在です。

令和4年度と平成27年度の市民アンケートの比較では、スポーツ実施率や「スポーツが好き・どちらかと言えば好き」の割合が上昇するなど、スポーツへの親しみや関心が高まりつつあります。

しかし、スポーツ実施率については、国のスポーツ基本計画で掲げる目標の70%とは依然として開きがあることから、市民が日常的かつ気軽にスポーツに取り組む環境づくりを支援するなど、スポーツの機会創出と充実を図ります。

また、パラスポーツの取組推進をはじめとして、多様な主体が参画できるスポーツ環境づくりへの施策を展開します。

〔目標像〕

全ての市民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整備され、スポーツを通じて共生社会の実現が図られている。

1 全ての市民がスポーツに触れることのできる環境づくり

スポーツに取り組むことは、生涯を通じて健康増進や生きがいにつながります。このため、市民がそれぞれのライフステージで、自分に合ったスポーツとの関わりを見つけられるよう、気軽にスポーツに触れ、楽しむことのできる環境づくりに関する施策を展開します。

(1) 子どものスポーツ推進

第1章の2「(4)子どものスポーツ」の項目で記載しているとおり、小・中学生の体力レベルは全国的に低下傾向となっています。背景として、社会情勢の変化や趣味・娯楽の多様化などが影響しているものと考えられます。また、本市においては、冬期間にスポーツをできる場所や環境が限られているといった課題もあります。このような課題を踏まえ、幼少期からスポーツに触れ親しむ機会の提供と環境づくりを進めます。

① 気軽に様々なスポーツを楽しめるイベントの実施や体操の普及

教育機関をはじめ、地域、関係団体等と連携しながら、子どもたちの発達段階に合わせたスポーツ活動への参加を促進します。

【主な事業展開】

- AsahikawaちびっこZoo体操の普及活動
- 出前講座, スポーツ教室, 親子によるレクリエーション等の開催
- 市民スポーツの日の見直し等による子どもが楽しめるイベントの充実
- 日本代表選手などによる合宿時の市民交流事業の実施
- プロスポーツ団体等との協定による事業の実施
- 通年でスポーツを行える環境の整備

② 学校教育活動及び運動部活動の地域移行によるスポーツの機会の充実

全ての子どもがスポーツの楽しさを実感できるよう, プロスポーツチームなどの地域人材等を活用しながら, 体育の授業等の学校教育活動の充実を図ります。

また, 運動部活動の地域移行に向け, スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体との連携を図ります。

【主な事業展開】

- 教育委員会と連携した学校部活動の状況把握, 情報共有や情報提供など
- 授業が楽しくなるような工夫や取組の検討・実施
- プロスポーツとの連携による授業の実施や体験学習の実施
- 運動部活動の地域移行を推進

(2) 子育て世代・働く世代のスポーツ推進

国のスポーツ基本計画によると, 年代別のスポーツ実施率は, 子育て世代・働く世代の20～50代で落ち込む傾向があります。このことから, 親子で楽しめるスポーツイベントの実施のほか, 短時間や夜間にできるスポーツの情報について, SNSを活用して情報発信していきます。

【主な事業展開】

- 子育て団体等との連携による情報発信, 夜間イベントの実施など, 子育て世代・働く世代が気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進
- 親子で参加できるスポーツイベントやレクリエーションの実施
- 託児対応ができるスポーツイベントの実施
- SNSを活用した情報発信の充実

(3) 高齢者のスポーツ推進

高齢者が, 心身の状況に応じて無理なく取り組むことができるスポーツの推進や機会を創出するほか, 市内スポーツ施設等の活用により, それぞれの地域特性やニーズに合わせた高齢者のスポーツ活動への支援を行います。

【主な事業展開】

- ニュースポーツなどの生涯を通じて続けることのできるスポーツの普及
- 世代間交流イベントの開催等による高齢者世代の活性化
- スポーツを通じた健康増進，生きがいづくりやコミュニティづくりの促進
- 医療機関・介護施設等における高齢者を対象とした運動や活動(リハビリ・軽運動・ゲーム・ダンスなど)に関する市内部での情報共有や連携強化

(4) パラスポーツの推進

パラスポーツ団体，市，教育委員会などが連携し，障がい者が気軽に参加できるよう必要な情報の提供や教室の開催など，様々な形でスポーツに取り組む機会を提供します。

また，障がい者と障がいがない者とが共に活動できるスポーツの実施や機会創出及び地域における環境づくりを支援します。

【主な事業展開】

- 障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめるよう，スポーツ施設のアクセシビリティ⁶の向上の調査及び整備
- 各種スポーツイベントにおける障がい者の参加促進や市民スポーツの日等におけるパラスポーツの実施など
- パラスポーツの活動支援や普及に向けた広報活動の実施による理解の促進
- パラスポーツ大会や車いすラグビー合宿などの誘致
- シットスキー，バイスキー等，冬季パラスポーツの普及拡大，用具貸出
- 旭川パラスポーツ協議会や総合型地域スポーツクラブ等，関係団体との連携協力によるパラスポーツ実施の促進
- 幼少期からパラスポーツを始めることができる支援体制の充実

(5) 女性のスポーツ推進

本市の女性のスポーツ実施率は47.0%であり，男性の53.1%よりも低い状況です。この背景には，月経による諸症状や妊娠出産による心身の健康悪化などの健康課題や，ライフステージによる意欲・ニーズの変化等があると考えられます。

このことから，女性スポーツの課題を把握した上で生涯を通じて好きなスポーツに取り組むことができるよう，環境づくりに努めます。

【主な事業展開】

- 女性スポーツに関する指導者講習会の実施
- 女性スポーツに関する相談体制の整備
- 親子で参加できるスポーツイベントやレクリエーションの実施
- 託児対応ができるスポーツイベントの実施

⁶アクセシビリティ

障がいの有無に関わらず，幅広い年齢の人々が，社会的インフラ，施設，設備，製品，サービスにスムーズにアクセスし利用可能なこと。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会.Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン.2017

(6) スポーツをしにくい要因の調査・検討

年齢や性別、障がい、経済的事情等によって、スポーツに取り組むことを諦めることがないような仕組みの構築を進め、誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会の実現を目指します。

スポーツ実施を阻害する要因は、人によって様々であるため、これらの要因の調査や対策の検討を進めます。

【主な事業展開】

- スポーツをしにくい要因に関する調査の実施
- スポーツをしにくい要因の除去に向けた取組

2 スポーツを通じた健康づくり

コロナの拡大や健康意識の高まりにより、日常生活の中で気軽にスポーツに取り組むことができる環境整備が求められていることから、各種スポーツ団体等と連携し、健康づくりに関する情報発信や事業の推進を図ります。

(1) 気軽にスポーツに取り組める環境づくり

(公財)旭川市スポーツ協会(以下「旭川市スポーツ協会」という。)や旭川市スポーツ推進委員会等と連携を図り、誰もが気軽にスポーツに取り組み、楽しみながら健康の増進や体力づくりを行えるような環境の整備を進めます。

【主な事業展開】

- 町内会等との連携による出前講座の実施等によるニュースポーツの普及やレクリエーション活動の促進
- イベント開催等を通じた、家族や仲間など住民同士の交流促進

(2) 健康づくりに向けた関係者との連携推進

医療機関や福祉施設等と連携するとともに、市内部の連携を強化し、スポーツの活用による市民の健康増進を図っていきます。

【主な事業展開】

- (仮称)スマートウエルネスあさひかわプランの策定・推進
- 医療職・介護職等との協力によるスポーツ・医療・介護との分野連携
- 健康まつりとの連携など健康づくりに対するスポーツの積極的な活用

3 ウィンタースポーツの推進

本市における冬期のスポーツ実施率は34.3%から38.8%に上昇している一方、通年の実施率と比べて10.5ポイント低くなっています。1年の半分を雪に囲まれて暮らす本市にとって、冬期にスポーツできる環境を整備することが、市民が通年でスポーツをする習慣付けにつながります。

このため、関係団体と連携し、道内有数の積雪寒冷地である本市の特性を活かしたウィンタースポーツの普及活動、機会の充実、環境整備等を行い、冬期のスポーツ実施率の向上を図ります。

(1) ウィンタースポーツに取り組む環境の充実

ウィンタースポーツにおいては、用具を必要とすることが多いため、気軽に取り組めるような環境の充実を図ります。

また、利雪(雪を社会生活に利活用すること)の視点から、新たなウィンタースポーツの推進にも取り組みます。

【主な事業展開】

- イベントの開催や歩くスキーのリユースなどウィンタースポーツに参加する機会の充実
- スノーシュー、雪遊び、ゲーム感覚で楽しめる冬季屋外イベントの開催などのウィンターレクリエーションの実施
- 新たなウィンタースポーツ(スノーバレー等)の普及に向けた取組支援
- プロウィンタースポーツ大会の誘致

(2) ウィンタースポーツ施設の整備

本市には、FIS⁷公認のスキー場をはじめ、日本代表クラスが合宿するクロスカントリーコース、スケートリンクなどトップレベルの競技にも対応できる施設と世界にも誇れるパウダースノーがあります。

こうした本市の特性を活かし、市民が安全にスポーツを楽しめる環境や、国際・全国レベルの大会、合宿の誘致、観光振興などを進めます。

【主な事業展開】

- 北彩都の歩くスキーコースや富沢クロスカントリーコースの整備
- カムイスキーリンクスや大雪アリーナ等の計画的な施設改修
- ナショナルトレーニングセンターの誘致

⁷FIS:国際スキー・スノーボード連盟

4 新たなニーズに対応したスポーツ活動の推進

東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に、スケートボードなどのアーバンスポーツ⁸の人気の高まっているほか、自然を感じながら気軽に楽しむことのできるサイクリングなどのスポーツ活動も進められています。また、DX⁹の進展などデジタル技術を活用したスポーツの振興も見込まれます。

このため、こうした社会情勢の変化に対応したスポーツへの関わり方についても検討を進める必要があります。

(1) 新たなスポーツへの関わりの拡充

① アーバンスポーツなど新たなスポーツへの関わりの拡充

東京2020オリンピックで注目を集めたスケートボードをはじめとした、BMX¹⁰やインラインスケート¹¹等のアーバンスポーツは若者を中心に活動が進められており、体験会などイベントの実施等を通じて、新たなスポーツへの関わりを広げていきます。

また、自然に親しみながら取り組むことのできるサイクリングやポタリング¹²等のアウトドアスポーツの普及を図ります。

【主な事業展開】

- ニーズ調査や関係者への聞き取りの実施
- アーバンスポーツの体験会等の実施
- スケートボードパーク等の施設整備検討
- サイクリングロード等のアウトドアスポーツの環境整備

② eスポーツを含めたバーチャルスポーツとの関わり方の検討

近年、コンピュータゲームをスポーツ競技とするeスポーツが若者を中心に広がりを見せていることから、市内部で連携し、バーチャルスポーツとの関わり方について検討を進めます。

【主な事業展開】

- ICTパークを拠点としたeスポーツイベントの実施やPRへの支援等

(2) デジタル技術を活用したスポーツの推進

デジタル技術の向上による、スポーツを「する」「みる」機会の選択肢増加へ対応するための取組を進めます。

【主な事業展開】

- リモートによるスポーツ教室などデジタル技術を活用したスポーツ活動の推進
- スマートフォンのアプリなどの活用によるスポーツ活動やイベント参加の促進
- スポーツ施設使用時の申込手続等のデジタル化推進

⁸アーバンスポーツ：我々が暮らしている「都市」を舞台に繰り広げられる、速さや高さ、華麗さなどを披露するスポーツ

⁹DX: Digital Transformation(デジタル トランスフォーメーション)の略語。デジタル技術の活用により、社会や生活の形を変えていくこと。

¹⁰BMX: Bicycle Motocros(バイシクル モトクロス)の略で自転車競技の一種。コース走行し、順位を競うものや、技の難易度を競うものがある。

¹¹インラインスケート：スケート靴の底に車輪を縦1列に並べたローラースケートを用いて行うスポーツ競技。

¹²ポタリング：目的地を特に決めることなく、気分や体調に合わせて周辺を自転車で巡ること。

重点2 スポーツ環境の整備

本市には、総合体育館や大雪アリーナ、花咲スポーツ公園、東光スポーツ公園などの屋内外のスポーツ施設が整備されている一方、第1章のとおり、多くの公共建築物の老朽化が進んでいることから、必要な財源確保の手法を検討しながら、施設の整備・改修を進めていきます。

また、多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の向上を目指し、デジタル技術の活用を図ります。

〔目標像〕

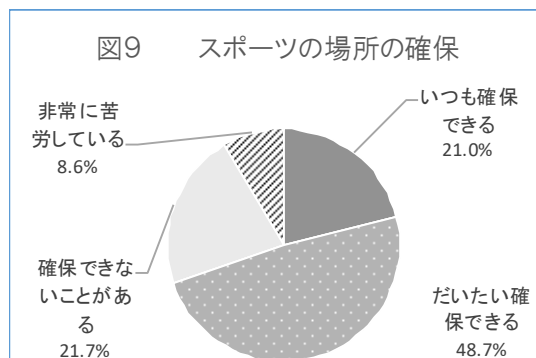
本市の豊かな自然や都市環境の優位性を活かすとともに、市民の多様なニーズに対応し、市民が継続的にスポーツすることができる活動の拠点が整備されている。

1 スポーツ施設の整備

本市では第2次スポーツ振興計画策定以降、スポーツ活動ができる新たな施設として、東光スポーツ公園の軟式野球場（第3球場）、武道館及びテニスコート、北彩都子ども活動センター「あそび〜ば」、末広地域活動センター「あつま〜る」、並びに緑が丘地域活動センター「グリーンパル」を整備したほか、既存施設であるカムイスキーリンクスや大雪アリーナ等の設備を更新し、スポーツ環境の整備に取り組んできました。

一方、市民アンケートの結果では、運動・スポーツの場所の確保に困難を感じている割合が30.3%あるほか、各種大会等で施設を利用する際においても総合体育館等の市内施設でカバーしきれずに周辺町の施設に利用が流れている実態があり、市内全域でスポーツを行う環境が十分に整っていないと言えます（図9）。

そのため、市内におけるスポーツ施設の利用状況や老朽化の進行状況などを踏まえながら、民間事業者によるサービス提供への移行も視野に入れつつ、旭川市公共施設等総合管理計画などに基づき、老朽化したスポーツ施設の安全性確保や長寿命化に向けた改修を進めるとともに、更なるスポーツ推進を図るため、市民ニーズに対応した新たな施設整備について検討します。



（1）スポーツ施設の老朽化対策

① 老朽化が進んでいる施設の計画的な整備・改修

老朽化が進んでいる施設について、利用者の安全を確保するため、必要な整備・改修を計画的に実施します。また、施設保有量の最適化を考慮しながら、既存施設の複合化や、閉校となった学校施設などの既存施設の有効活用についても検討を進めます。

【主な事業展開】

- 既存スポーツ施設の整備・改修
- スポーツ施設、住民センター等、既存施設の有効活用及び複合化の検討
- 旭川市総合体育館の建替えや耐震化整備の検討
- ネーミングライツの導入拡大など財源確保のための手法検討

② 施設のアクセシビリティの向上

年齢・性別・人種・障がいの有無などに関わらず、誰もがスポーツをしやすい環境づくりを目指すため、バリアフリー化、公平なサービス提供、ユニバーサルデザイン¹³化など、施設のアクセシビリティの向上を検討します。

【主な事業展開】

- バラスポーツ団体と連携した施設のアクセシビリティの向上の調査及び整備
- スポーツ施設のバリアフリー化や公平なサービス提供の推進
- パラアスリートも利用可能なトレーニング器具等の導入
- ピクトグラムなどの視覚情報の改善

(2) スポーツ施設の整備推進

市民が1年を通してスポーツをすることができるよう、全市的な施設整備の優先順位や配置のバランス、財源の見通しなどを踏まえながら、多様なニーズや既存の計画に沿った施設整備の充実を図ります。

【主な事業展開】

- 東光スポーツ公園基本計画に基づく整備検討
- 通年で使用できる室内練習場の整備検討
- スケートボードパーク等の施設整備検討
- 公認プールの設置等の花咲スポーツ公園の再開発検討
- カムイスキーリンクスや富沢クロスカントリーコースなどの冬季スポーツ施設の改修
- サイクリングロードの整備

2 スポーツ施設の利用促進

既存のスポーツ施設の利用率を高めるため、市民にとってより利用しやすい施設となるよう、指定管理者などの施設管理者と連携しながら、利便性やサービスの向上を図ります。

¹³ユニバーサルデザイン

幅広い年齢や様々なニーズのある人々が、調整又は特別な設計・改修などを必要とすることなく利用できるデザイン、製品、環境、サービスに関するコンセプト又は考え方のこと。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会.Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン.2017

(1) スポーツ施設の利便性向上

市民のスポーツ活動拠点の確保及び利用促進を図るため、デジタル技術の導入や既存の事業の見直しを進めるとともに、市と指定管理者などの施設管理者と連携し、市民の多様なニーズに対応した管理運営やサービスの提供を行います。また、学校施設スポーツ開放事業については、持続可能な仕組みづくりを検討するとともに、各学校や教育委員会と連携し、利便性や安全性の向上を図ります。

【主な事業展開】

- ホームページ予約システムの機能向上や電子決済の導入
- 指定管理者と連携したスポーツ機会の提供及びサービスの向上
- 学校施設スポーツ開放事業の推進

3 スポーツに関する情報発信や相談機能の充実

より多くの市民がスポーツをしてみたいと思い、実際にスポーツに触れることができるよう、施設や体験会の情報発信や相談機能の充実を図ります。

(1) スポーツに関する情報発信や相談機能の充実

市民の利便性の向上や、スポーツに親しむ機会の提供を図るため、デジタル技術などを活用した情報の相互発信や、各施設における相談機能の充実を図ります。

【主な事業展開】

- デジタル技術などを活用した情報収集・発信方法の見直し
- ホームページの機能改善
- SNSの効果的な運用
- 各施設における相談機能の充実

重点3 スポーツの担い手の育成と連携の推進

将来にわたってスポーツを楽しめる環境を維持するためには、指導者等の育成や人材の確保が重要なことから、関係団体や学校、あるいは地域との連携による様々な取組や環境づくりを行っていく必要があります。特に総合型地域スポーツクラブの活動促進や運動部活動の地域移行の実施など、直面する課題に対し、効果的な対策を進めます。

また、スポーツの担い手活用や育成に関連し、競技力向上に係る取組の推進や国・北海道との連携の推進を図ります。

〔目標像〕

- スポーツを通して、地域住民、学校、スポーツ団体、地元プロスポーツなど多様な主体が連携・協力し、指導者等の育成や人材確保が図られている。
- 地域において、誰もが気軽にスポーツに参画できる環境が整備され、人のつながりなど地域社会の課題解決にスポーツが貢献している。

1 スポーツの担い手による活動の推進

スポーツの推進に当たっては、スポーツの担い手育成が重要な要素となるため、旭川市スポーツ協会、旭川市スポーツ推進委員会、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携を図り、専門的知識、技能、資質を有する指導者の育成や人材の確保を進めるとともに、スポーツの担い手による活動を推進します。

(1) 旭川市スポーツ協会の活動充実

旭川市スポーツ協会は、旭川市及び市内のスポーツ団体と連携を図り、スポーツ振興のために必要な事業を積極的に推進し、市民の体力向上とスポーツ精神の普及を図ることを目的に各種取組を実施している団体であり、その役割はこれまで以上に重要となっているため、活動の強化を進めます。

【主な事業展開】

- 各スポーツ団体との連携や情報発信、相談機能などの更なる充実
- 旭川市スポーツ協会による大規模イベントの運営実施・自主イベントの開催
- 指導者育成制度やスポーツ指導員派遣制度の活用促進
- スポーツボランティア制度の活用促進
- 運動部活動の地域移行における役割の検討
- 上川ネット(総合型地域スポーツクラブ協議会)との連携強化

(2) スポーツ推進委員の活動促進

旭川市スポーツ推進委員会は、スポーツ基本法に基づき、市から委嘱を受けた非常勤特別職の公務員である65名のスポーツ推進委員により構成している団体であり、スポーツ推進のために市民に対するスポーツの実技指導やスポーツイベントの支援などを行っています。

市民へのスポーツ普及に当たっては、スポーツ推進委員会及びスポーツ推進委員の存在が不可欠であり、役割拡大や活動の強化を進めます。

【主な事業展開】

- 出前講座や主催事業の実施によるスポーツ活動の普及拡大
- 各種スポーツイベントの支援
- AsahikawaZoo体操, ちびっこZoo体操の普及
- パンフレット配布やSNS等を活用した活動の周知拡大

(3) スポーツ少年団の活動促進

本市のスポーツ少年団、スポーツクラブの活動内容の周知を進めることによって、子どもたちの希望する種目への参加を促進します。また、より高いレベルの技術を間近で体験し、新たな技術の習得や競技への取組の意欲向上につながる全国大会などへの参加を支援します。

【主な事業展開】

- 旭川市スポーツ協会等との連携による市内施設等の活用しやすい環境づくりの普及拡大、指導者の育成
- SNS等をはじめとする情報発信支援による活動促進
- 全国大会等に出場する少年団等への補助支援継続

(4) 総合型地域スポーツクラブの活動促進

総合型地域スポーツクラブは、市民が身近な地域でスポーツに親しむことができるクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されており、令和4年10月時点で市内に5団体あります。

一方で、地域におけるスポーツの担い手として、運動部活動の地域移行の受け皿となることや地域コミュニティの核になることが期待できるものであり、スポーツ推進においてこれまで以上の役割が求められることから、設立・運営に係る支援を行うほか、地域における核となる人材の確保や次世代リーダーの育成を後押しするなど積極的な支援を進めます。

【主な事業展開】

- 総合型地域スポーツクラブの設立、準備等に関する支援
- 上川ネットをはじめとする関係機関との連携
- 活動拠点、指導者、自主財源の確保などマネジメントに関する支援
- 運動部活動の地域移行の受け皿としての環境整理

(5) 障がい者スポーツ指導員の活動促進

障がいの特性に応じたスポーツ指導を行う障がい者スポーツ指導員について、関係団体と連携し、活動を促進します。

【主な事業展開】

- 障がい者スポーツ指導員の資格者増加に向けたPRや協力
- 障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充

(6) ボランティア活動の促進

スポーツイベントの開催や地域スポーツの推進には、スポーツを支える方々の存在が不可欠なため、旭川市スポーツ協会や関係機関等と連携しながらボランティアの参画を図るとともに、ボランティアを派遣する体制づくりを促進します。

【主な事業展開】

- 旭川市スポーツ協会のスポーツボランティア制度のPRや活動拡大の検討
- 各スポーツイベントにおけるボランティアの体制づくり

(7) スポーツ団体等の連携強化

地域スポーツの推進を図るためには、スポーツ団体及び市などの連携強化が重要であることから、スポーツ団体の課題やニーズを把握し、情報の共有や意見交換の場づくりを推進します。

【主な事業展開】

- スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、プロスポーツ等との情報共有・意見交換などによる連携・協力の推進
- スポーツ団体ガバナンスコード¹⁴の周知

2 学校や地域におけるスポーツ活動の推進

少年団や学校部活動は、児童や生徒にとって重要なスポーツの場であることから、学校や各団体、地域が連携して、児童や生徒がスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

(1) 地域で支える運動部活動の推進

運動部活動の地域移行に関しては、学校の働き方改革を推進するとともに、地域におけるスポーツ機会の確保や生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも着実に取り組むこと、地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進することなど、スポーツ庁の有識者会議から提言がなされたところです。令和5年度から3年間を移行期間とすることとなっているため、課題等を把握しながら本市に合った部活動の在り方を検討します。

¹⁴スポーツ団体ガバナンスコード
スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

【主な事業展開】

- 運動部活動の状況把握や外部指導者導入の検討
- 総合型地域スポーツクラブ、競技団体やプロスポーツとの連携による、地域における部活動の担い手確保や、学校への指導者派遣など新たな取組の構築
- 行政、関係団体、有識者等による部活動地域移行検討協議会(仮称)を設立し、課題点や方向性について検討

(2) 地域における子どものスポーツ活動の推進

児童や生徒が身近な地域において多様なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブや少年団、学校などが連携・協力を進めています。

【主な事業展開】

- スポーツクラブでの体験会やイベントの実施など、少年団や部活動の加入状況に関わらず、それぞれの希望に応じて気軽にスポーツを楽しめる場所や機会の創出

3 競技力の向上

市民や市内スポーツ団体のそれぞれの目標に向けた活動ができるよう、スポーツ団体等との連携により、競技力の向上につながる取組を行います。

(1) 競技力向上の支援

より高いレベルの技術を間近で体験し、新たな技術の習得や競技への取組の意欲向上につながることを目的として、国際、全国規模の大会に参加する市内の選手や団体に対し、その派遣に必要な費用の一部の助成や、各種スポーツ顕彰を行います。

【主な事業展開】

- 全国大会等に出場する選手に対する補助事業の申請手続等、利便性の向上
- トップレベルの大会参加に係る競技者・競技団体への支援
- スポーツ賞、スポーツ功労賞、スポーツ奨励賞などの顕彰授与
- 日本代表などの合宿及び国際・全国大会の誘致

(2) 国や道等との連携推進

次世代アスリートの発掘や養成を行うため、国や北海道との連携を進めるほか、「連携中枢都市圏構想」に基づく、近隣自治体との連携による各種の取組を推進します。

【主な事業展開】

- 国や北海道が行うアスリート発掘事業等への協力
- 旭川大雪圏域連携中枢都市圏での連携によるスポーツ大会等の誘致やスポーツを活用した国際交流の推進等

重点4 スポーツ交流などによる地域活性化の推進

競技レベルの高い大会や合宿が本市において開催されることにより、競技力の向上や裾野拡大、市民のスポーツへの関心向上などに加え、関係者の滞在による地域経済への波及等様々な効果が期待できます。

本市は、明瞭な四季が織りなす自然と医療、福祉、教育などの都市機能が調和した都市であり、1年を通じてスポーツに親しむことのできる環境が整っています。そういった地域資源を活用しながら、スポーツ大会や合宿の誘致、イベントの開催、プロスポーツとの連携などにより、幅広い視点で地域活性化の推進に向けた施策を展開します。

〔目標像〕

本市の豊かな自然や都市環境といった地域資源を活用し、スポーツ大会や合宿の誘致、プロスポーツイベントの観戦や観光などを目的とした本市への来訪を促進することにより、市民のスポーツへの関心向上、競技の裾野拡大や競技力の向上、交流人口の拡大、地域経済への波及効果が創出されている。

1 スポーツ大会・合宿等の誘致推進

トップレベルの大会や合宿の開催は、市民がスポーツの魅力を直接体験できる機会となり、競技力の向上や競技の裾野の拡大のほか、スポーツ適地としての本市の知名度向上につながります。

本市においては、平成26年度にFISスノーボードワールドカップとIPC¹⁵クロスカントリースキーの国際大会を開催したほか、平成28年度以降、レスリング女子、柔道女子、車いすラグビーやパラクロスカントリースキーなどの日本代表チームや、国内トップレベルの大学野球の合宿を誘致しており、今後、札幌市及び北海道が招致活動を行っている2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えながら、スポーツ大会と合宿の更なる誘致活動を推進します。

（1）合宿誘致の推進

競技団体や関係団体と連携し、日本代表や大学などの国内トップレベルの団体の合宿誘致のほか、オリンピック・パラリンピック等の事前合宿誘致を推進します。

【主な事業展開】

- 日本代表合宿の誘致
- 国内トップレベルの大学チームの合宿誘致
- オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致検討
- 日本代表選手などによる合宿時の市民交流事業の実施

¹⁵IPC：国際パラリンピック委員会

(2) 大会誘致の推進

競技団体や関係団体と連携し、国際・全国規模など競技レベルの高い大会の誘致を進めるとともに、スポーツ大会の主催者に対し、大会の開催補助を行います。

【主な事業展開】

- 令和5年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の少林寺拳法, 男子サッカー, 男子バレーボールの3種目の開催
- 2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技の誘致検討
- 国際・全国規模の大会誘致
- 中央及び地元競技団体等との情報交換
- スポーツ大会運営費補助金の交付

(3) ナショナルトレーニングセンターの誘致検討

自然環境に恵まれスノースポーツに適した本市の特性を活かし、競技力の向上や次世代のアスリートの発掘につなげるため、2030北海道・札幌冬季オリンピック・パラリンピックの誘致を見据え、冬季ナショナルトレーニングセンターの誘致に取り組みます。

2 大規模スポーツイベントの魅力向上

大規模スポーツイベントの開催は、スポーツの機会創出や競技力の向上につながることに加え、市外や道外の方の参加によるにぎわいの創出や本市の知名度向上につながります。本市を代表するスポーツイベントであるバーサーロペット・ジャパンや旭川ハーフマラソンの魅力向上を図ることで、スポーツによる地域振興を図ります。

(1) 大規模スポーツイベントの見直し

① バーサーロペット・ジャパンの見直し

バーサーロペット・ジャパンは国内最大規模のクロスカントリースキー及び歩くスキーのイベントとして、市民をはじめ道内外の多くの方に長年親しまれています。これまで、大会の魅力向上のため、安全なコース設計や食に関するイベントの並行開催など、様々な見直しを行ってきました。

一方で、大会の開催及び継続には多額の費用がかかり、年々参加者数が減少していることから、費用対効果の検証や、持続可能な大会の在り方などの検討を行います。

② 旭川ハーフマラソンの見直し

近年の健康志向によるランニングブームを背景として、誰でも気軽に体力状況に応じて実践できるマラソンを振興することは、年齢や性別等を問わず、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる環境づくりにつながります。旭川ハーフマラソンは、本市を代表するスポーツイベントとして道内外の参加者に愛されている大会であり、今後も多くの方に参加いただき、市民の健康増進と地域のにぎわいにつなげることができるよう、大会の魅力向上やフルマラソン化に向けた検討を進めます。

3 スポーツツーリズム¹⁶の推進

本市は恵まれた自然環境や都市機能などの資源が豊富にあり、スポーツ合宿やプロスポーツ大会、冬季アクティビティなど、スポーツツーリズムに適した要素が数多くあります。ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、本市の魅力を国内外にPRし、スポーツを目的とした観光の促進を図ります。

(1) スポーツツーリズムの推進

本市や周辺地域の地域特性を活かして、通年でスポーツを目的とした観光誘致が図られるよう、本市で開催される各種スポーツイベントや体験型アクティビティを情報発信していきます。また、スポーツ観戦や合宿など、本市で楽しめるスポーツと観光を結びつける取組を推進します。

【主な事業展開】

- スノーシュー、歩くスキー、ファットバイクなど、冬の体験型スポーツツーリズムの推進
- サイクルツーリズムの推進
- プロスポーツ大会や合宿に伴うスポーツ観光の取組

4 プロスポーツとの連携

プロスポーツについては、試合等が開催されることにより、スポーツへの関心が高まるといったスポーツ推進上の効果に加え、観戦を目的とした誘客増による地域経済の活性化などの効果があります。プロスポーツの公式戦などの試合開催増や、地域イベントの開催につなげるため、試合環境等の向上を図るとともに、チームとの連携の強化を進めていきます。

(1) ヴォレアス北海道との連携推進

ヴォレアス北海道は日本初のプロバレーボールチームとして旭川に誕生したチームであり、これまで、スポーツをはじめ、教育、文化、産業など幅広い分野で活躍されています。本市は、平成30年2月に協力協定を締結し、これまで、ホームゲームの開催支援やまちづくりへの協力などで連携と協力を行ってきました。ヴォレアス北海道はまちづくりの重要なパートナーであり、これからも互いの連携を深めながら、チームがより一層活躍できる環境づくりを進めます。

【主な事業展開】

- 協力協定に基づく、ホームゲームの開催支援やチームのPR活動

¹⁶スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための移動だけでなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。

(2) 北海道コンサドーレ札幌との連携推進

北海道コンサドーレ札幌は、北海道を代表するプロサッカークラブであり、本市は令和4年9月に包括連携協定を締結しました。今後、スポーツ振興をはじめ、市民の健康増進や観光の振興など、様々な分野で相互に協力し、地域の活性化を図ります。

【主な事業展開】

○包括連携協定に基づく、競技力の向上や健康増進、観光の振興などに向けた連携の強化

(3) 北海道日本ハムファイターズとの連携推進

本市では、過去に多くのチームのプロ野球公式戦が開催されており、特に日本ハムファイターズが北海道に拠点を移してから公式戦には、市内及び近郊を含め例年1万人を超えるファンがスタルヒン球場に訪れています。

チームとの連携により競技力の向上や競技の裾野拡大などに向けた取組を行うとともに、本市での試合開催を目指します。

【主な事業展開】

○北海道日本ハムファイターズが行う試合や事業への協力

○協定を締結するなど更なる連携の強化

(4) プロスポーツチームやオリンピック・パラリンピアンとの連携推進

本市では、前述のプロスポーツチームのほか、エスポラーダ北海道、ひがし北海道クレインズ、レバンガ北海道などの北海道に根ざしたプロスポーツチームや、ソフトボールや女子バスケットボールなどのトップリーグの公式戦が開催されています。また、令和4年8月には、北海道オール・オリンピックスと包括連携協定を締結しました。

今後、プロスポーツチームやアスリートとの連携をより一層強化し、スポーツを通じた地域活性化を促進します。

【主な事業展開】

○エスポラーダ北海道及びひがし北海道クレインズとの試合数増加等の連携強化

○レバンガ北海道などプロスポーツチームとの連携強化

○北海道オール・オリンピックスとの包括連携協定に基づく、オリンピック・ムーブメント推進事業、スポーツ振興及び障がい者スポーツ振興、市民の健康づくりなどに向けた連携の強化

数値目標

令和 9 年度時点の数値目標を次のとおり定めます。

項目		現状	目標(案)
スポーツ実施率(通年)		49.3%	60%
スポーツ実施率(冬期)		38.8%	50%
スポーツ実施率(子ども) ⁱ	小学生	12.1%	6%
	中学生	17.8%	9%
スポーツ実施率(障がい者)		36.5%	50%
スポーツ実施率(女性)		47.0%	60%
スポーツ実施率(高齢者)		58.2%	60%

ⁱ1 週間の総運動時間(学校の授業を除く。)が60分未満の割合